



富運輸第826号の2  
富運整第494号の2  
平成29年2月21日

貨物自動車運送事業者 殿

富山運輸支局長



### 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

今般、大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造に絡みレジョイントをインターネットで販売した被疑者（運送事業者に勤務する運転者）が、落札者の道路運送車両法（不正改造）違反と道路交通法（速度超過、速度抑制装置整備不良車運転）違反を帮助したとして、逮捕される事案が発生しました。また、落札者のトラック運転者3名も事件送致されています。

レジョイントの装着やパルス整合器の調整は、タイヤサイズ又は動力伝達装置の減速比の変更がなされた場合に限り、速度計の指示を適切に補正するため、自動車製作者が定めた作業要領等に基づき、速度抑制装置の機能を損なわないよう、細心の注意を払って行うべきものであります。

レジョイントを不適切に装着することやパルス整合器の不適切な調整は速度抑制装置の不正改造に該当するため、整備事業者の場合には道路運送車両法に基づき、自動車運送事業者の場合には貨物自動車運送事業法に基づき、行政処分を行うことはもとより、道路運送車両法第99条の2（不正改造等の禁止）の違反について厳正な対処を行うことになります。

については、貴事業者の従業員に対し、不適切なレジョイントの装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の機能を損なう改変を行うことのないよう周知を図るとともに、当該改変が行われていないことを確認するようお願いします。